

部 長	課 長	課長補佐	チーフ	担 当 者

健康保険
厚生年金保険

育児休業等取得者
申出書(新規・延長)/終了届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄	事業所 記号	
	事業所 所在地	〒
	事業所 名 称	
	事業主 氏 名	
	電話番号	()

受付印
社会保険労務士記載欄
氏 名 等

新規申出の場合は共通記載欄に必要項目を記入してください。
延長・終了の場合は、共通記載欄に育児休業取得時に提出いただいた内容を記入のうえ、A.延長 B.終了の必要項目を記入してください。

《「⑩育児休業等開始年月日」と「⑪育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合》

- ・共通記載欄の⑫育児休業等取得日数欄と⑬就業予定日数欄を必ず記入してください。
- ・同月内に複数回の育児休業を取得した場合は、⑩育児休業等開始年月日欄に、初回の育児休業等開始年月日を、⑪育児休業等終了(予定)年月日欄に最終回の育児休業等終了(予定)年月日を記入のうえ、C.育休等取得内訳を記入してください。

共通記載欄 (新規申出)	① 被保険者 証番号	② 個人番号 [基礎年金番号]																				
	③ 被保険者 氏 名	(フリガナ) (氏)	(名)	④ 被保険者 生年月日	5.昭和 7.平成 9.令和			年			月			日	⑤ 被保険者 性 別	1. 男 2. 女						
	⑥ 養育する 子の氏名	(フリガナ) (氏)	(名)	⑦ 養育する子の 生年月日	9.令和			年			月			日								
	⑧ 区 分	1.実子 2.その他 ※「2.その他」の場合は、⑨養育開始年月日 (実子以外)も記入してください。		⑨ 養育開始年月日 (実子以外)	9.令和			年			月			日								
	⑩ 育児休業等 開始年月日	9.令和			年			月			日	⑪ 育 児 休 業 等 終 了 (予 定) 年月日	9.令和			年			月			日
	⑫ 育児休業等取得日数 ※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合のみ記入してください			日	⑬ 就業予定日数 ※「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内の場合のみ記入してください			日	⑭ パパママ育休プラス該当区分 ※パパママ育休プラスに該当する場合、⑭していただき	☐ 該当		⑮ 備 考										

終了予定日を延長する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

A. 延長	⑯ 育児休業等終了(予定)年月日(変更後)	9.令和			年			月			日

※延長後の「⑩育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑯変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑰ 変更後の 育児休業等 取得日数			日
-------------------------	--	--	---

予定より早く育児休業を終了した場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

B. 終了	⑱ 育児休業等終了年月日	9.令和			年			月			日

※「⑩育児休業等終了年月日の翌日」が「⑩育児休業等開始年月日」と同月内の場合は、⑱変更後の育児休業等取得日数欄も記入してください。

⑲ 変更後の 育児休業等 取得日数			日
-------------------------	--	--	---

「育児休業等開始年月日」と「育児休業等終了(予定)年月日の翌日」が同月内、かつ複数回育児休業等を取得する場合 ※必ず共通記載欄も記入してください。

C. 育休等取得内訳	1	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等取得日数		日	⑲ 就業予定日数		日
	2	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等取得日数		日	⑲ 就業予定日数		日
	3	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等取得日数		日	⑲ 就業予定日数		日
	4	⑲ 育児休業等開始年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等終了(予定)年月日	9.令和			年			月		日	⑲ 育児休業等取得日数		日	⑲ 就業予定日数		日

- ・この申出は、育児休業等開始年月日から、育児休業等終了後1月以内(例:終了日が3月31日の場合は4月30日まで)の間に提出してください。
- ・標準報酬月額にかかる保険料が免除となるのは、原則、育児休業等開始年月日の属する月分から、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の前月分までとなります。
- ・育児休業等開始年月日の属する月と育児休業等終了年月日の翌日が属する月が同一の場合には、当該月内で合計14日間以上の育児休業等を取得しているときに限り、その月の標準報酬月額にかかる保険料が免除となります。
- ・育児休業等開始年月日から1月を超える育児休業等を取得した場合に限り、育児休業等開始年月日の属する月から育児休業等終了年月日の翌日が属する月の前月までに支払われた賞与にかかる保険料が免除されます。

- ・ 保険料の免除期間中も健康保険・厚生年金保険の被保険者資格が存続しているため、標準報酬月額に基づき、**傷病手当金の支給**の計算が行われます。
- ・ 賞与保険料が免除される場合も、標準賞与額として決定し、健康保険の年度累計額に算入されるため、賞与支払届の提出が必要です。
- ・ 原則、育児休業等終了日の翌日が属する月分から保険料が発生します。育児休業等終了後に受ける報酬が、従前の標準報酬月額と比較して変動があった場合は、『育児休業等終了時報酬月額変更届』を提出することができます。